

**こどもの心の地域子育て支援事業業務委託に係る  
公募型企画提案競技実施要領**

**1 委託業務名**

こどもの心の地域子育て支援事業

**2 業務の目的**

こどもの精神的な問題は様々な要因があり、複雑に関与しながら症状を呈している。そのため、母子保健や児童福祉に従事し子どもや保護者に接している支援者等は、こどもの行動の背景にある心理的な要因に気づき、適切に対応することや専門機関につなげることが求められている。

このため、専門的知識を有する医師等による相談対応や医療機関での実地研修等を実施することにより、こどもの心に関する対応技術の向上が図られること、また、行政と地域の医療機関が連携し支援できる体制の構築が図られることを目的として事業を実施する。

**3 業務内容**

別添「こどもの心の地域子育て支援事業業務委託仕様書」のとおり。

**4 契約期間**

契約締結の日から令和9年3月31日まで

**5 委託料上限**

金7,455,600円（うち、消費税及び地方消費税額を含む）

- ・ この金額は契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、企画提案書の審査及び契約締結が可能となる。見積額が上限額を超えた場合は審査自体を行わないので注意すること。
- ・ 企画提案書が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出を依頼する場合がある。

**6 応募資格**

次の（１）～（７）のすべてを満たす事業者でなければ応募できない。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （３） 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法の規定による破産手続開始の申し立てが行われているものでないこと。

- (4) 本業務の募集開始日から契約締結の日までに、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。
- (7) 小児神経専門医又は子どものこころ専門医が在籍しており、医療機関や行政等の関係機関職員に専門的指導を行うことができる体制を構築していること。

## 7 手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付及び回答

#### ア 質問受付期間

令和8年3月9日（月）17時（必着）

#### イ 質問方法

- ① 質問書（別添様式）を添付した電子メールを、後記7（4）のアドレスに送信する。
- ② 質問内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。
- ③ メール件名を以下のとおりとすること。  
【法人名】こどもの心の地域子育て支援事業（質問）
- ④ 簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。
- ⑤ 電子メールにより質問書を提出後、必ず後記7（4）記載の担当に電話連絡すること。

#### ウ 回答方法

令和8年3月13日（金）17時までに電子メールにより回答するとともに、県のホームページに掲載する。

### (2) 公募型企画提案競技参加申込

本業務公募型企画提案競技に参加を希望する事業者（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加申込みを行うものとする。

#### ア 参加申請書提出期限

令和8年3月17日（火）15時（必着）

#### イ 提出先

後記7（4）のとおり

#### ウ 提出書類

- ・参加申請書【様式1】
- ・参加資格を満たしている旨の誓約書【様式2】
- ・法人等概要調書【様式3】
- ・その他事業者の概要を表すもの（任意様式、パンフレット等）

エ 提出方法

電子メールにより、後記 7 (4) のメールアドレスに送付することによる。

※ 電子メールにより提出後、必ず提出日の 17 時までには、後記 7 (4) 記載の担当に電話連絡すること。

オ 参加辞退

参加申請書等を提出した者が本企画提案による公募の参加を辞退する場合は、速やかに文書で後記 7 (4) の担当まで届け出ること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和 8 年 3 月 23 日(月) 17 時 (必着)

イ 提出場所

7 (4) のとおり

ウ 提出書類

- ① 企画提案書【様式 4】
- ② 事業実施の提案【様式 5】
- ③ 業務実施体制調書【様式 6】
- ④ 事業計画調書【様式 7】
- ⑤ 個人情報管理体制調書【様式 8】
- ⑥ 予算見積調書【様式 9】 ※消費税及び地方消費税額を明示する。
- ⑦ 類似業務実績調書【様式 10】

※ 企画提案書全体を 1 冊にまとめて提出すること。

※ 仕様書に基づき、具体的な提案を示すこと。

※ 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。

※ 専門用語には用語の説明を付すなど可能な限り簡潔かつ明瞭に記載すること。

エ 提出方法・提出先

電子ファイルを電子メールで後記 7 (4) のメールアドレスまで提出する。

(原則、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel に限る)

(4) 提出先・問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 (本庁舎 4 階南側)

埼玉県保健医療部 健康長寿課母子保健担当

(電話) 048-830-3561 (直通)

(E-mail) a3570-09@pref.saitama.lg.jp

8 審査・選定に関する事項

本業務における業務委託候補者については、県が設置する公募型企画提案競技審

査委員会において、以下の審査を経て選定する。

(1) 審査方法（書面審査）

提出された書面をもとに（2）審査基準のとおり、仕様書の理解、企画力、実現可能性等の視点から提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

なお、審査に当たって、審査委員会から企画提案書提出者へ質問又は企画提案書に係るプレゼンテーションを求める場合がある。

(2) 審査項目

仕様書に対応した提案内容について下表のとおり審査する。

	評価項目	配点
1	本業務の目的を十分理解し、実施方針が明確に示されているか	10点
2	実施方法及びスケジュールは現実的であり、団体のノウハウや情報を活用して検討されているか	10点
3	業務が円滑に進むよう必要十分な担当者を配置しているか 業務の手法について専門性を備え、具体的な方策を持っているか	10点
4	悩みを抱えるこどもや保護者、関係機関職員への相談支援体制は十分か	10点
5	行政機関から同種・類似業務の委託を受けた実績はあるか	5点
6	見積書及び見積内訳書は妥当な積算方法であるか	5点

## 9 その他留意事項

(1) 参加申請に係る費用

参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 提案の失格・無効

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 配達記録が残らない方法で郵送されたもの。

カ 提出書類がないもの。

キ 本実施要領に従っていないもの。

ク 委託料上限額を超える金額で参考見積書を提出したもの。

- ケ 参考見積金額を訂正したもの。
- コ 参考見積書と内訳表の金額が合致しないもの。
- サ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

#### (4) 公募型企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、やむを得ない理由等により、公募型企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、公募型企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

#### (5) 提出された書類等の取扱い

- ア 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出された企画提案書等に係るすべての書類については返却しない。
- ウ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づく開示請求等関連規定に基づき、公開することがある。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）
- エ 提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、県が必要と認める場合には、県は、契約候補者にあらかじめ通知をすることによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写を示す）できるものとする。

#### (6) 契約等

##### ア 受託者の決定

決定した契約候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

##### イ 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は、県と受託者で協議の上作成する。業務の仕様は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

##### ウ 契約保証金

要（契約金額の100分の1以上の額。ただし、埼玉県財務規則の規定に基づき免除する場合がある。）

##### エ 委託金の支払条件

委託金の支払い方法は、原則として業務完了検査後の精算払いとするが、概

算払いも可能とする。

オ 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

カ 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令を遵守しなければならない。